

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日が当たる場合)

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 国 次

鳥取県規則第五十九号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。」

)」を削る。

様式第一号中「、第36条第1項において準用する同法第24条第1項後段」を削る。

- ◆規則示
- 鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定
- 土地改良事業の認可（二件）
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 開発行為に関する工事の完了
- 都市計画法第六十六条による告示
- 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

◇規則示

博物館の変更登録

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則

告示

鳥取県告示第千百十一号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり赤崎町土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

	理 事	谷木伊勢雄	変更前	東伯郡赤崎町大字竹内五七八
"	鉄本 忠宏	変更後	東伯郡赤崎町大字竹内五七八○	
		変更後	東伯郡東伯町大字八橋一四九八	東伯郡東伯町大字八橋一四九四

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年十一月三十日から二十七日間
- 三 縦覧に供する場所
三朝町役場

- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百十二号

三朝町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）上西谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県告示第千百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）馬場地区農業用排水）を昭和六十一年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県告示第千百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）保闘ヶ峯地区農道整備、区画整理及び農用地造成を一体としたもの）を昭和六十年十一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番号	登録	生産事業 者の氏名	生産事業 者の住所	生産事業 の内容	事業所の 名称	事業所の 所在地
二十	村上喜代藏	東伯郡三朝 町大字穴鴨 苗穂の採取並びに幼 木及び幼苗の養成以外の幼	村上喜代藏	苗穂の採取並びに幼 木及び幼苗の養成以外の幼	東伯郡三朝 町大字穴鴨	村上喜代藏

鳥取県告示第千百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年九月十一日鳥取県指令受都計第四百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字隠里

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市雲山三六〇一一

鳥取旭工業株式会社

取締役社長 上田忠男

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による
都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、
次のとおり告示する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定
に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第二
項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	氏代表者の名	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県 桜会支部	太田保雄	田野瀬武士	鳥取市秋里 九六八一三	昭和六十年九月十八日	
多賀豊美	西尾 一雄				
三谷つたお後援会					
鳥取市富安 三十五	月二十六年九月二十四日	その他の政治団体	部政黨の支		

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づく

き、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県教育委員会告示第十八号
臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年十一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福 之 助

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市中ノ郷支部	主たる事務所の所在地	鳥取市浜坂四 三九	鳥取市浜坂一 七八	昭和六十年九月十八日	政党の支部
橋本財蔵後援会	主たる事務所の所在地	鳥取市山根五 三八一二	○倉吉市福庭三 一七	"	"
松井良孝後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市清谷六 六二一四	○倉吉市清谷六 一七	昭和六十年九月二日	その他の政治団体
坂野重信後援会	名代表者の氏名	米原 稔 六二一四	○倉吉市清谷六 一七	昭和六十年九月二日	その他の政治団体
日本司法書士政連盟鳥取会	名代表者の氏名	福政 実 九月二十六年	○倉吉市清谷六 一七	昭和六十年九月二日	その他の政治団体
横山 幸三	松田 清巳	坂野 札子 昭和六十年九月二十六年	○倉吉市清谷六 一七	昭和六十年九月二日	その他の政治団体
"	"	"	"	"	政治団体の名称

- 鳥取県教育委員会告示第十九号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり博物館の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第六号）第五条の規定により告示する。
- 1 昭和六十年度末公立学校教職員人事異動方針について
 - 2 その他

教育委員会告示

昭和六十年十一月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	変更事項	変 更 後	変 更 前	年 月 日 変更登録の
財團法人 鳥取民芸 美術館	設置者 称及び住所	財團法人鳥取民芸 島取市榮町六五一 番地の二 島取市大榎町五番 川上貞夫	財團法人鳥取民芸 島取市榮町六五一 番地の二 島取市大榎町五番 川上貞夫	昭和六十 年十一月 一月二十一日
所在地	番地	鳥取市榮町六五一 鳥取市瓦町一二四	鳥取市榮町六五一 鳥取市瓦町一二四	